

社会福祉法人若竹会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人若竹会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。